改正消安法「乳幼児用玩具」対応の手引き（日本玩具協会版 2025 7 9）

令和７年７月●日

一般社団法人日本玩具協会

この「手引き」は、乳幼児用玩具（3 歳未満向け玩具）を製造・輸入する事業者が、改正消費生活用製品安全法（以下「改正消安法」という。）の各種義務に対応する際に必要となる事項を整理・説明したものです。

この「手引き」の説明は、事業者が各種手続を「書面」で遂行・管理（ファイリング）することを想定していますが、各事業者の業務のデジタル化の状況に応じて、適宜、電子媒体で遂行・管理して頂くことも可能です。

この「手引き」は、改正消安法「乳幼児用玩具」規制に初めて向き合うこととなる事業者にとって共通的な事項を整理したものです。つきましては、個社特有の事項等は、法令所管当局の経済産業省に確認をお願いします。

（参考１）改正消安法の関係法令等の一覧

①消費生活用製品安全法施行令（**消安法政令**）
②経済産業省関係特定製品の技術上の基準等に関する省令（**技術基準省令**）
③消費生活用製品安全法特定製品関係の運用及び解釈について（**消安法運用解釈**）
https://www.meti.go.jp/policy/consumer/seian/shouan/contents/250220tsutatsukaisei.pdf
④消費生活用製品安全法　法令業務実施ガイド（**実施ガイド**）
https://www.meti.go.jp/policy/consumer/seian/shouan/contents/20250328gaido.pdf

（参考２）改正消安法「乳幼児用玩具」の届出事業者（製造・輸入事業者）の各種義務

① 事業届出（第 6 条）（事業者名等、型式区分、工場名等、損害賠償措置）
② 技術基準適合（第 11 条第 1 項）（届出事業者名を表示する義務を含む。）
③ 検査記録の作成・保存（第 11 条第 2 項）
④ 使用年齢基準適合（第 12 条の 2 第 1 項）
⑤ 年齢・その他の使用に関する注意の文言の表示（第 12 条の 2 第 2 項）
⑥ 子供 PSC マークの表示（第 13 条第 1 項、第 13 条第 1 項及び第 3 項））
⑦ 「損害賠償保険」手当（第 6 条第 5 号）
⑧ 事業期間中の手続
⑨ 立入検査等への対応

改正消安法「乳幼児用玩具」の各種義務への対応

１．事業届出（第６条）（事業者名等、型式区分、工場名等、損害賠償措置）

(1) 乳幼児用玩具を製造・輸入する事業者は、改正消安法第６条に基づき、事業者名等、型式区分、工場名等、損害賠償措置について、事業を開始する前に、経済産業省に事業届出を行う必要があります。

事業届出の資料は、**「実施ガイド」P32～P45** を参考にして作成し、経済産業省に提出してください。「実施ガイド」は、事業者の皆様が消安法の義務を履行するにあたって有用な手続ガイドですので、印刷してお手元に保存されることを推奨いたします。

https://www.meti.go.jp/policy/consumer/seian/shouan/contents/20250328gaido.pdf

提出の方法は、電子的に行う方法（電子申請）と書面で郵送する方法があります。各社において使い勝手の良い方法を選択して頂ければと思います。

この「手引き」は、書面で郵送するケースを想定して説明をしています。

電子申請は、経産省の「保安ネット」を使って申請を行います。「保安ネット」の詳細は、経産省 HP で確認をしてください。

なお、事業届出で提出した資料は、立入検査の際に検査員から提供を求められますので、（書面又はデジタルで）保管しておいて下さい。

(2) ブランド企業の特例、工場届出不要の特例

ブランド企業の特例

消安法は、製造事業者・輸入事業者が事業届出を行うことを前提としています。

なお、実際の玩具ビジネスでは OEM 供給などが普及し、生産経路が多様化しています。当該製品の設計・製造・流通において司令塔（最終決定者）の役割を果たしている企業が、実際の製造・輸入事業者のほかに存在するケースも多々あります。

一方で、届出事業者には「乳幼児用玩具」規制に関する法令の各種義務が掛かってきます。

ついては、実際の「製造事業者」「輸入事業者」ではないものの、（OEM 生産などにより）自社のブランドを前面に出して商品を流通させている企業（ブランド企業）について、一定の条件のもとで、「製造事業者」「輸入事業者」として事業届出を行うことが認められています。

（なお、届出事業者は、その名称を商品（包装を含む。）に表示する義務があります。（技術基準省令「別表第一」（乳幼児用玩具の「技術上の基準」10））

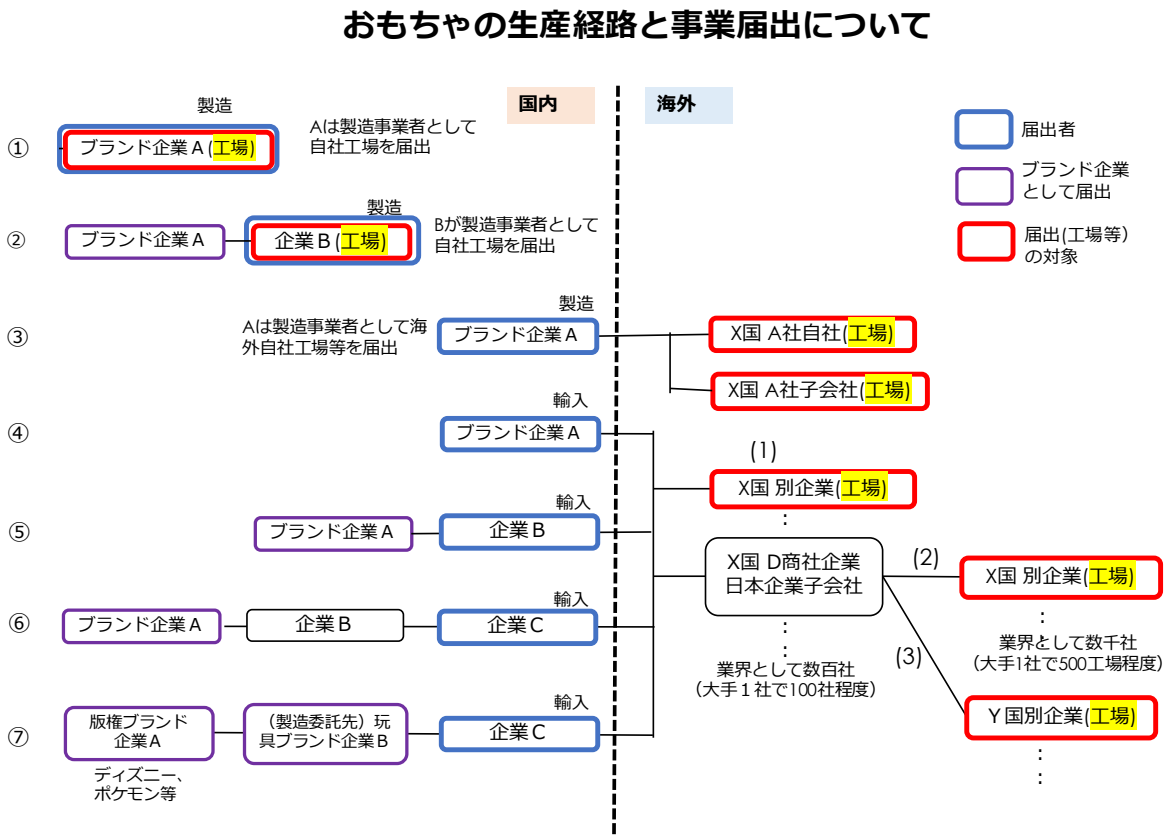

工場届出不要の特例

改正消安法第 6 条第 4 項で、省令で定める要件に該当する場合は、工場に関する届出（名称・所在地の届出）は不要とされています。

省令で定める要件は、具体的には、技術基準省令第 7 条の 2 に規定されています。（その製品の設計を行っていること、検査機関で定期的に検査を行っていること（3 年に 1 回）、報告求められた場合に遅滞なく工場の名称・住所を報告できること）

(3)　「ブランド企業要件」「工場不要要件」の必要資料の整理

「ブランド企業の特例」「工場不要の特例」は、それぞれ、事業届出時に提出する資料があります。また、立入検査時にもそれぞれ資料を準備しておく必要があります。

下記に、「ブランド企業要件」「工場不要要件」の必要資料を整理しました。

製造事業者として事業届出

事業届出をする立場	型式毎に、「工場届出をする・しない」を選択
「純然たる製造事業者」（ケースA）	工場届出不要を選択する。
	工場届出を行うことを選択する。
「ブランド企業」「製造委託先玩具ブランド企業」としての製造事業者（ケースB）	工場届出不要を選択する。
	工場届出を行うことを選択する。

輸入事業者として事業届出

事業届出をする立場	型式毎に、「工場届出をする・しない」を選択
「純然たる輸入事業者」（ケースC）	工場届出不要を選択する。
	工場届出を行うことを選択する。
「ブランド企業」「製造委託先玩具ブランド企業」としての輸入事業者（ケースD）	工場届出不要を選択する。
	工場届出を行うことを選択する。

「ブランド企業要件」の必要資料の整理

要件	必要資料
① 製造を委託する関係にあること ② 製品の設計を自社の責任で行っていること	届出時 ⇒ 型式区分毎に、代表的な契約書の写し 立入時 ⇒ 全ての契約書の写し
② 製品の検査を自社の責任で行っていること	立入時 ⇒ 全ての製品の検査記録（検査報告書添付）
③ 法の全ての義務・命令の対象者になることを理解していること	届出時に代表者名の確認書面を提出
④ 自社の名称・商標で製品を流通させていること	立入時 ⇒ 全ての製品の商品パッケージ（画像可）

「工場不要要件」の必要資料の整理

要件	必要資料
①製品の設計を行っていること	届出時 ⇒ 型式区分毎に、代表的な契約書の写し 立入時 ⇒ 全ての契約書の写し
② 検査機関で定期的に検査、検査記録作成・保存	立入時 ⇒ 全ての製品の検査記録（検査報告書添付）
③ 求められた場合。工場名・住所を報告	届出時 ⇒ その時点の工場リスト 立入時 ⇒ 全ての工場リスト

経産省 法令業務実施ガイド　様式第３ 記載例（未定稿）

特定製品（製造・輸入）事業届出書

次の４通りの届出書となる。
①特定製品製造事業届出書
②特定製品ブランド企業（国内製造）事業届出書（仮）
③特定製品輸入事業届出書
④特定製品ブランド企業（輸入）事業届出書（仮）

届出日　●年●月●日

経済産業大臣宛

●●工業株式会社
代表取締役社長　安全　太郎
東京都千代田区霞が関●-●-●
担当者：　安全　次郎
担当部署：●●●●●
電話：03-1234-●●●●
e-mail:●●●●

消費生活用製品安全法第６条の規定により、次のとおり届け出ます。

１．事業開始の年月日：　令和７年●月●日

２．（製造・輸入）する特定製品の区分：　乳幼児用玩具

３．特定輸入者関係　　（略）

４．当該特定製品の型式の区分　　別紙１のとおり

別紙１

特定製品の区分	型式の区分	
	要　　素	材質等の区分
乳幼児用玩具	種類	(1) 主として触るもの (2) 主として体を支えるもの (3) その他のもの
	可動部・駆動部・発射体	(1) 含むもの (2) その他のもの
	磁石・磁性部品	(1) 含むもの

		(2) その他のもの
	音を発する構造	(1) 含むもの (2) その他のもの
	熱源	(1) 含むもの (2) その他のもの

（注）複数の型式区分がある場合は、用紙を分けて複数の枚数を添付する。

5．技術基準省令第７条の２で定める要件に該当しない者にあっては、当該特定製品の製造事業者の氏名又は名称及び住所**（工場届出不要の要件に該当しない型式区分について、「工場届出」を行う場合）**

次のとおり。（多い場合は別紙として記載）

	工場の名称	住所	
1	Ａ工場	中国 －－－－－	**工場届出不要の要件に該当しない全ての「型式区分」を通じた工場リストとなる。**
2	Ｂ工場	中国 －－－－－	
3	Ｃ工場	泰国－－－－－	
4			
5			

5．（２）技術基準省令第７条の２で定める要件に該当する者にあっては（工場届出不要の要件に該当する場合）、「技術基準省令第７条の２で定める要件に該当する者（工場届出不要の要件を利用）」と記載の上、別紙として、「型式区分毎の代表的な委託契約書の写し」と「全工場リスト」を添付する。

（参考：届出の際には削除してください）

第７条の２　法第６条第４号の主務省令で定める要件（工場届出不要の要件）は、次のいずれにも該当することとする。

一　届出に係る型式の特定製品の設計を行っていること

二　届出に係る型式の特定製品について、検査機関において、法第十一条第二項の規定による検査を定期的に行い、その検査記録を作成し、これを保存していること

三　経済産業大臣から報告を求められた場合には、遅滞なく、届出の型式に係る特定製品を製造する工場又は事業場の名称及び所在地を報告することが可能であること（輸入事業者は、当該特定製品の製造事業者の氏名又は名称及び住所）

四　その他経済産業大臣が定める要件に該当すること

6．消費生活用製品安全法第６条第５号の措置の内容（PL 賠償措置）

当該特定製品の欠陥により一般消費者の生命又は身体について損害が生じ、その被害者に対してその損害の賠償を行う場合に備えてとるべき措置

「当社が製造（輸入）を予定している特定製品は ST マーク制度を活用します。」

※ 日玩協の玩具製造物責任補償共済（生産物賠償責任保険）加入者証の写しを添付

（備考：届出の際には削除してください）

※ ＰＬ保険等により損害の賠償を行う場合は、保険証券等の写し（コピー）など、保険の内容がわかる書類の写しを添付してください。

※ ＳＧマーク制度を活用する場合は、型式確認証等の文書の写しを添付してください。

※ 事業届出時に損害賠償措置に係る型式確認証等の写しの提出が困難な場合は、当該写しの入手予定日及び提出予定日（期限）を明らかにした上で、当該提出予定日までに提出してください。遅くとも、当該特定製品を販売又は販売を目的とした陳列をするまでに措置を行い、遅滞なく、届出書を提出した先に事業届出事項変更届出をする必要があり、当該提出予定日までに提出されないときは法第１１条第５項違反となります。

７．その他（委託契約書等の添付）　　（４通りの届出書のうち②④）

(1) 特定製品ブランド企業（国内製造・輸入）事業者としての届出のため、「型式区分毎の代表的な委託契約書」を別添３として添付する。

(2) 報告徴取・立入検査等の義務・命令の対象者となることを理解した旨を示す事業者代表者名義の文書

法令業務実施ガイド（抜粋）
＜届出先・相談窓口＞

※郵送の場合は、届出内容に不備等がなくとも、提出から受理（当局側での届出内容の確認）まで７日以上かかる場合があるようです。内容に不備等がある場合は、訂正等が必要となる可能性がありますので、時間的に余裕をもって提出することが望ましいです。（なお、「保安ネット」での電子届出の場合は、内容に不備等なければ、平均して概ね３日以内で対応されているとのことです。保安ネットでの提出は、「保安ネット」で検索して ID・パスワードを入手のうえ、手続を進めてください。）

届出窓口（最寄りの地方経済産業局で相談を受付けています）

●北海道経済産業局 産業部 消費経済課 製品安全室
〒 060-0808 札幌市北区北八条西 2-1-1 札幌第一合同庁舎
TEL:011-709-1792 （管轄）北海道

●東北経済産業局 産業部 消費経済課 製品安全室
〒980-8403 仙台市青葉区本町 3-3-1 仙台合同庁舎（Ｂ棟）
TEL:022-221-4918 （管轄）青森県、岩手県、宮城県、秋田県、山形県、福島県

●関東経済産業局 産業部 消費経済課 製品安全室
〒 330-9715 さいたま市中央区新都心 1-1 さいたま新都心合同庁舎１号館
TEL:048-600-0409 （管轄）茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、新潟県、山梨県、長野県、静岡県

●中部経済産業局 産業部 消費経済課 製品安全室
〒 460-8510 名古屋市中区三の丸 2-5-2
TEL:052-951-0576 （管轄）富山県、石川県、岐阜県、愛知県、三重県

●近畿経済産業局 産業部 消費経済課 製品安全室
〒 540-8535 大阪市中央区大手前 1-5-44 大阪合同庁舎１号館
TEL:06-6966-6098 （管轄）福井県、滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、奈良県、和歌山県

●中国経済産業局 産業部 消費経済課 製品安全室
〒 730-8531 広島市中区上八丁堀 6-30 広島合同庁舎３号館
TEL:082-224-5671 （管轄）鳥取県、島根県、岡?県、広島県、山口県

●四国経済産業局 産業部 商務・流通産業課 製品安全室
〒 760-8512 高松市サンポート 3-33 高松サンポート合同庁舎
TEL:087-811-8526 （管轄）徳島県、香川県、愛媛県、高知県

●九州経済産業局 産業部 消費経済課 製品安全室
〒 812-8546 福岡市博多区博多駅東 2-11-1 福岡合同庁舎
TEL:092-482-5523 （管轄）福岡県、佐賀県、宮崎県、熊本県、大分県、宮崎県、鹿児島県

●内閣府 沖縄総合事務局 経済産業部 商務通商課 消費経済室
〒 900-0006 那覇市おもろまち 2-1-1 那覇第２地?合同庁舎２号館
TEL:098-866-1741 （管轄）沖縄県

消費生活用製品安全法に係る全般的な相談
●経済産業省 大臣官房 産業保安・安全グループ 製品安全課
〒 100-8901 東京都千代田区霞が関 1-3-1
TEL?03-3501-1511（代）
（管轄）工場や事務所等が複数の地方経済産業局の管轄内に存在する場合などの届出先
詳しくは、こちらのホームページを参照してください。
https://www.meti.go.jp/policy/consumer/seian/shouan/index.html

２．技術基準適合（第 11 条第１項）（届出事業者名を表示する義務を含む。）

乳幼児用玩具（3 歳未満向け玩具）は、技術基準省令第 3 条「別表第一」の「技術上の基準」に適合している必要があります。

なお、上記「別表第一」は、性能ベースの記載内容になっています。
ついては、「消安法運用解釈」（２ 検査の方式等（1）検査の方式 「別表」）において
ISO8124-1:2022 及び ISO8124-2:2023
EN71-1:2014+A1:2018 及び EN71-2:2020」、又は
ASTM F963-23 （4.1、4.2、4.5 から 4.19、4.21 から 4.28 及び 4.30 から 4.41 に限る。）
に適合する製品は、上記の「技術上の基準」に適合するとされています。

なお、当協会は、ST 基準（ST2025）が乳幼児用玩具の「技術上の基準」に適合する規格である旨の確認を得ました。
（法令適用事前確認手続（ノーアクションレター制度）を使って当協会が経産省に確認）
つきましては、ST 基準（ST2025）を乳幼児用玩具の技術基準に適合していることを示す実働規格（実際に使う規格）としてご利用頂くことが可能です。
https://www.meti.go.jp/policy/no_action_letter/250331_kaitou.pdf

基準適合検査は、自社で実施、検査機関に委託して実施、のどちらでも結構です。

３．検査記録の作成・保存（第 11 条第 2 項）

乳幼児用玩具の「検査記録」を自分で作成し、保存する必要があります。
検査記録は、検査機関の検査報告書とは別に作成する必要がありますので、ご注意ください。（記載内容は、検査機関の検査報告書と重複が多いと思われますが、別途、自身で検査記録を作成することが求められています。）

消安法は第 11 条第２項で「届出事業者は、主務省令で定めるところにより、その製造又は輸入に係る前項の特定製品について検査を行い、その**検査記録**を作成し、これを保存しなければならない。」とされています。（届出事業者は、自分自身で**検査記録**を作成・保存することが必要とされています。）

届出事業者に対する立入検査において、検査員から検査記録の確認を求められた際に、検査記録を作成していないことが判明すると法令違反になりますので、子供 PSC マークを表示する製品を販売する際には、必ず検査記録を作成しておく必要があります。

なお、検査記録は、技術基準省令第 14 条第 2 項の確認項目がカバーされていれば良く、様式は自由です。一覧表示形式のものでも問題ありません。

日本玩具協会では、消安法の「検査記録」に関し、「ＳＴ検査」（ＳＴマーク取得のための検査）に合格した製品について、当該製品の「玩具安全（ST）検査結果報告書」を活用した形の「検査記録のフォーマット」（様式）を作成しました。

この様式に沿って「検査記録」を作成しますと、「検査記録」の記載内容を大幅に簡素化できますので、ＳＴマーク付製品については、本フォーマットを有効にご活用下さい。

なお、「検査記録」は自社で保管することが義務付けられています。

（注）ST 検査の「合格通知」は、上記の「玩具安全（ST）検査報告書」には該当しませんので、検査機関に「検査報告書」の発行を依頼して入手してください。
（「玩具安全（ST）検査結果報告書」は、ST マーク検査を行った ST 検査機関から 1 部 2,000 円で入手できます。）

検査記録フォーマット（様式）　（日本玩具協会版）（案）

- - - - - - - - - - - -　- - - - - - - - - - - -　- - - - - - - - - - - -

検査記録

商品名　　○○○○

該当する「型式区分」　3-2-2-1-1

項目		内容
1．特定製品の区分並びに構造、材質及び性能の概要	特定製品の区分	乳幼児用玩具
	構造・材質・性能の概要	添付の玩具安全（ST）検査結果報告書のとおり
2．検査を行った年月日及び場所	年月日	自社内で本記録を作成した日 （事業届出後、製造・輸入前の日付）
	場所	（下記の何れでも可） ：●●社本社 ○○社△△事業所 又は、品質管理部局のある住所など
3．　検査を実施した者の氏名		自社で本記録を作成した者 （検査機関の検査員ではない。）
4．　検査を行った特定製品の数量		1 個
5．　検査の方法		添付の玩具安全（ST）検査結果報告書のとおり
6．　検査の結果		添付の玩具安全（ST）検査結果報告書のとおり
添付資料：　玩具安全（ST）検査結果報告書（検 0000000 号）		

（型式区分は、法令が指定する記載事項ではありません。なお、該当する「型式区分」は、上記の項目により確認が可能です。）

検査記録に添付する「ST 検査結果報告書」の例

検　　号
（ 1／　）

玩具安全（ＳＴ）検査結果報告書

（株）[redacted]　　殿　　2025年[redacted]月[redacted]日

検査機関名：[redacted]
〒130-[redacted]　東京都[redacted]
TEL: [redacted]　FAX: [redacted]

玩具安全（ST）検査結果について、下記のとおりご報告申し上げます。

ST番号	1234567890123	枝番号	

商品名	
対象年齢	1歳6ヶ月～

※　玩具安全検査（ ST2025 基準）
〔　受付番号：[redacted]　判定日　2025 年[redacted]月[redacted]日　〕による検査結果

総合判定：　合格

ＳＴ有効期限切れ日：　2027年[redacted]月[redacted]日　（ＳＴマーク使用許諾契約が有効の場合に限ります。）

＜検査項目およびその結果＞

検査項目		判定
機械的および物理的特性 4.2	3才未満の濫用試験	合格
機械的および物理的特性 4.3.1	材料の品質	合格
機械的および物理的特性 4.4	小部品	合格
機械的および物理的特性 4.6	縁部	合格
機械的および物理的特性 4.7	先端	合格
機械的および物理的特性 4.23	音響玩具	合格
機械的および物理的特性 7.1	通則	合格

注）本成績書の内容を広告物その他に掲載する場合は、予め本試験所理事長の了承を受けて下さい。

検査項目		判定
玩具の可燃性 4.1	一般	合格
化学 1	子どもの健康に有害となるおそれのある物質に関する要求事項	合格
化学 1.1	着色料	合格
化学 1.5	玩具の本体及びその構成部品（紙器への印刷用インクは除く）に施された塗装	合格**(海外)**

使用材料明細(依頼企業の入力情報)

No.	部品名	材質・試験区分
1	タワー土台、支柱(茶、水色)	木
2	車(ピンク・緑・黄・青)	木
3	スロープ部分(グレー、ライトグレー)、 ねじ（白）	PP
4	ねじ	鉄
5	車のタイヤ(黒)	PP
6	車の車輪、留め具(シルバー)	鉄

注）本成績書の内容を広告物その他に掲載する場合は、予め本試験所理事長の了承を受けて下さい。

検　　号

（ 3／　）

＜画像＞

＜画像＞

注）本成績書の内容を広告物その他に掲載する場合は、予め本試験所理事長の了承を受けて下さい。

（参考１）

技術上の基準省令

（検査の方式等）

第 14 条　法第 11 条第 2 項の規定により、届出事業者は、その製造又は輸入に係る特定製品（同条第 1 項ただし書の規定の適用を受けて製造され、又は輸入されるものを除く。以下この条において同じ。）について、別表第一の特定製品の区分ごとにそれぞれ同表の技術上の基準の欄に掲げる技術上の基準への適合を確認するために適切と認められる方法による検査を行わなければならない。

２　法第 11 条第 2 項の規定により届出事業者が検査記録に記載すべき事項は、次のとおりとする。

一　特定製品の区分並びに構造、材質及び性能の概要

二　検査を行つた年月日及び場所

三　検査を実施した者の氏名

四　検査を行つた特定製品の数量

五　検査の方法

六　検査の結果

３　法第 11 条第 2 項の規定により検査記録を保存しなければならない期間は、検査の日から３年とする。

（電磁的方法による保存）

第 15 条　法第 11 条第 2 項に規定する検査記録は、前条第 2 項各号に掲げる事項を電磁的方法（電子的方法、磁気的方法その他の人の知覚によつて認識することができない方法をいう。第 32 条において同じ。）により記録することにより作成し、保存することができる。

２　前項の規定による保存をする場合には、同項の検査記録が必要に応じ電子計算機その他の機器を用いて直ちに表示されることができるようにしておかなければならない。

３　第 1 項の規定による保存をする場合には、経済産業大臣が定める基準を確保するよう努めなければならない。

（参考２）

法令業務実施ガイド

２－３．技術基準及び使用年齢基準への適合義務等

（１）特定製品の技術基準（法第１１条第１項）

特定製品ごとの技術基準は、技術基準省令の別表第１を、その運用・解釈は、解釈通達の「別表」を参照してください。なお、特定製品の技術基準への適合性判断について、後記２－４．のとおり、第三者に委託することも可能ですが、単に当該試験結果（適合性証明書であっても同様です。）を保有しているだけでは技術基準への適合義務を果たしたことになりません。届出事業者においては、テストレポート等の内容を適切に理解し、保管しておくなど、特定製品の技術基準への適合性について理解し、説明する責任があります。

（２）子供用特定製品の使用年齢基準及び使用上の注意等の表示（法第１２条の２）

子供用特定製品の使用年齢基準は、技術基準省令の別表第１の２を、その運用・解釈は、解釈通達の「別表」を参照してください。なお、使用年齢基準への適合性判断についても、技術基準への適合義務と同様、第三者に委託することも可能ですが、その説明責任は届出事業者が負います。

また、使用年齢基準に適合している子供用特定製品について表示すべき、使用上の注意等は、技術基準省令の別表第２の２を、その運用・解釈は解釈通達の４を参照してください。

２－４．特定製品の自主検査及び検査記録の保存（法第１１条第２項）

特定製品の技術基準への適合性を判断するには、その製造又は輸入する特定製品が検査されることにより最終的な確認が行われる必要があります。このため、届出事業者は製造又は輸入する特定製品について①自主検査を行い、②その検査記録を作成し、③その検査記録を保存しなければなりません。特定輸入事業者である届出事業者は、これらに加えて④検査記録の写しを国内管理人に提供しなければなりません。これは、技術基準への適合性を届出事業者自らが確認するという制度において必要不可欠な義務です。本義務の履行は特定製品に表示を付するための要件となります。

自主検査及びその検査記録の作成・保存は、届出事業者自身の責任の下に行われる必要があるものの、具体的な検査の実施は任意の第三者（登録検査機関や当該特定製品に係る技術上の基準への適合性を判断することができる検査機関等）に委託することも可能としております。ただし、この場合には、検査機関等の検査結果を利用して、事業者自身が検査記録を保存し、検査記録は必要なときに提示、説明できるような保管が必要です。なお、検査記録及び検査記録の写しは、電磁的方法により保存することが可能です。

４．使用年齢基準適合（第 12 条の 2 第 1 項）

乳幼児用玩具に表示する対象年齢は、技術基準省令の「年齢に関する基準」に沿った形で説明できるようにしておく必要があります。

経済産業省関係特定製品の技術上の基準等に関する省令
第三条 ２　法第三条第二項の主務省令で定める使用に適した年齢に関する基準は、別表第一の二のとおりとする。

別表第一の二（第三条第二項関係）
一　使用に適した年齢は、合理的な根拠に基づくものであること
二　使用に適した年齢は、届出に係る型式の特定製品に係る広告において意図されている使用に適した年齢に矛盾しないこと
三　使用に適した年齢の下限は、類似する他の製品に設定された使用に適した年齢の下限を上回らないこと
四　使用に適した年齢の下限は、子供用特定製品の機能、寸法その他の特徴から、子供の保護者等が合理的に推測できる年齢の下限を上回らないこと

消費生活用製品安全法特定製品関係の運用及び解釈について（抜粋）
https://www.meti.go.jp/policy/consumer/seian/shouan/contents/250220tsutatsukaisei.pdf

「３ 子供用特定製品の使用年齢基準」

法第１２条の２第１項の規定による使用年齢基準は、技術基準省令別表第１の２によるものとするが、その解釈は、次のとおりとする。

（１）合理的な根拠に基づくものであること

「合理的な根拠に基づくものであること」とは、子供の身体的・精神的発達の程度、興味・関心の程度及び行動様式に応じて製品の対象年齢が適切に設定されていることをいう。

例えば、乳幼児用玩具については、上記の考え方を踏まえて、玩具の対象年齢の決定のための目安を示す ISO/TR8124-8:2024､N° 11 GUIDANCE DOCUMENT ON TOYS INTENDED FOR CHILDREN UNDER 36 MONTHS OF AGE OR OF 36 MONTHS AND OVER 又は ASTMF963-23 AnnexA1 などがあり、事業者は、これらに沿って対象年齢を設定している場合は、合理的な根拠に基づくものと説明することができる。

なお、ISO/TR8124-8:2024 は、使用開始の最少年齢に関する目安であることから、ある特定の玩具カテゴリーに対して言及される開始年齢が、そのカテゴリーに属する全ての玩具の適正な年齢でなければいけないことを意味するものではなく、ピースの数、寸法、詳細さ及び実物性の水準、特定の玩具の特定の機能によって、対象年齢を変更する／上げることが可能であるとされている。

（２）広告において意図されている使用に適した年齢に矛盾しないこと

「広告において意図されている使用に適した年齢に矛盾しないこと」とは、製品を広く知らせ、人の関心を引きつけるための文書、絵図、写真、動画その他の表示（製品の容器包装における表示を含む。紙、電子等の媒体は問わない。）から一般消費者が通常、認識し、又は推定する製品の対象年齢と、製品の対象年齢に矛盾が生じないことをいう。

例えば、製品の包装容器に、１歳未満と合理的に推測できる子供が当該製品で遊んでいる写真が掲載されているにもかかわらず、当該製品の対象年齢を３歳以上などとして販売すれば、広告から推定される対象年齢と当該製品の製造事業者又は輸入事業者が設定した対象年齢が矛盾することとなり、使用年齢基準に不適合となる。

（３）使用に適した年齢の下限は、類似する他の製品に設定された使用に適した年齢の下限を上回らないこと

「使用に適した年齢の下限は、類似する他の製品に設定された使用に適した年齢の下限を上回らないこと」とは、製品の製造事業者又は輸入事業者が設定する当該製品の対象年齢の最低年齢が、機能、寸法その他の特徴が類似する他の製品に設定された対象年齢の最低年齢を上回らないことをいう。

（４）「使用に適した年齢の下限は、子供用特定製品の機能、寸法その他の特徴から、一般消費者が合理的に推測できる年齢の下限を上回らないこと

「使用に適した年齢の下限は、子供用特定製品の機能、寸法その他の特徴から、一般消費者が合理的に推測できる年齢の下限を上回らないこと」とは、製品の製造事業者又は輸入事業者が設定する当該製品の対象年齢の最低年齢が、特別な知識等を必要とすることなく、一般消費者が、自らの経験を踏まえ、当該製品の機能、寸法その他の特徴から、容易に推測できる製品の対象年齢の最低年齢を上回らないことをいう。

５．年齢・その他の使用に関する注意の文言の表示（第 12 条の 2 第 2 項）

(1)　乳幼児用玩具に共通する表示項目

乳幼児用玩具は、全て、「使用に適した年齢」の表示と「保護者が見守る旨」の記載が必要となります。

ST 基準 2025 では、対象年齢の表示に加え、「36 ヵ月未満の子供を意図した玩具」については、「保護者のもとで遊ばせてください」との警告を表示することを求めています。（ST 第 1 部 6.2.4.14）

(2)　技術基準省令「別表第二の二」の対象となる玩具について注意の文言の表記

「別表第二の二」の対象となる玩具、及び、それらについての「注意の文言」は、概ね ISO8124-1：2022 のもの（対象となる玩具、表示要求事項）と重複しています。

つきましては、ST2025（第 1 部）に適合している場合は、「別表第二の二」の表示の要求事項も満たすことになります。

経済産業省関係特定製品の技術上の基準等に関する省令

（子供用特定製品の使用に関して注意を促すための文言）

規則第二十一条の二　法第十二条の二第二項の主務省令で定める子供用特定製品の使用に関して注意を促すための文言は、別表第二の二の特定製品の区分（子供用特定製品であるものに限る。）の欄に掲げるものについて、それぞれ同表の使用に関して注意を促すための文言の欄において表示すべき文言として掲げるとおりとする。この場合において、要素が二以上ある子供用特定製品については、それぞれの表示すべき文言として掲げる文言を該当する要素について組み合わせたものごとに一の使用に関して注意を促す文言とする。

別表第二の二（第二十一条の二）

特定製品の区分（子供用特定製品であるものに限る。）	使用に関して注意を促すための文言	
	要素	表示すべき文言
乳幼児用玩具	全てのもの	一　使用に適した年齢 二　保護者が見守る旨
	水の中で使用することを意図した玩具	乳幼児が立つことができる深さの水の中で使用する旨
	ゴム製の風船	一　膨らんでいない風船や破れた風船を吸い込まないようにする旨 二　膨らんでいない風船は乳幼児の手の届かないところに保管する旨 三　破れた風船は速やかに廃棄する旨
	出生後十八月以上の乳幼児が使用することを意図したもの（引つ張り玩具を除く。）であつて、長さが３００ミリメートルを超える乳幼児にからまる可能性のないひもを含むもの	ひもで頸部を圧迫する可能性があり、出生後十八月未満の乳幼児に使わせない旨
乳幼児用玩具	出生後十八月以上の乳幼児が使用することを意図したもの（両端が物体に固定されたものに限る。）であつて、長さが２２０ミリメートルを超え、３００ミリメートル以下の乳幼児にからまる可能性のあるひもを含むもの	ひもで頸部を圧迫する可能性があり、出生後十八月未満の乳幼児に使わせない旨
	出生後十八月以上の乳幼児が使用することを意図したものであつて、長さが３００ミリメートルを超える電線を含むもの	電線で頸部を圧迫する可能性があり、十八月未満の乳幼児に使わせない旨

	揺りかご、ベッド又は乳母車に張り渡すよう意図されたもの	つりひもなどにからまつて負傷することがないように、乳幼児が周囲を手でつかむことにより立ち上がることができるようになつたら玩具を取り外す旨
	揺りかご、ベッド若しくは乳母車に取り付けること又は壁若しくは天井からベッドの上に吊り下げることを意図したものであつて、乳幼児に絡まる可能性のあるひもを含むもの	一　ひもが乳幼児の手の届かない範囲にあるよう固定する旨 二　つりひもなどに絡まって負傷することがないように、乳幼児が周囲を手でつかむことにより立ち上がることができるようになつたら外す旨
	ヘルメット、帽子又はゴーグル等の保護具を模したもの	保護機能がない旨

消費生活用製品安全法特定製品関係の運用及び解釈について（抜粋）

「４　子供用特定製品の使用に関して注意を促すための文言」

法第１２条の２第２項の規定による使用に関して注意を促すための文言（以下「警告表示」という。）は、技術基準省令別表第２の２によるものとするが、その解釈は、次のとおりとする。

（１）使用に適した年齢

「使用に適した年齢」とは、技術基準省令別表第１の２に掲げる使用年齢基準に適合した製品の対象年齢をいう。対象年齢の表示においては、数字、記号、図形又は外国語のみからなる表示は「容易に理解できる方法」に含まれず、例えば、「対象年齢１歳～」、「２歳未満の子供には与えないでください。」などの文言で表示することができる。「１＋」のような、当該表示のみでは対象年齢の表示であることが一意に定まらないもの、「ForChildrenAges13years」のような外国語であるものは、日本の一般消費者が「容易に理解できる方法」に当たらない。

（２）表示すべき文言

別表第２の２中「表示すべき文言」欄に記載されている文言のうち、「～旨」については、当該文言と文意が変わらない範囲において、必ずしも一語一句規定のとおりの文言を用いる必要がない文言であることを示すものである。例えば、「引つ掛かることがないようにする旨」であれば、「引っ掛かることがないようにすること」「引っ掛からないようにしてください」等の文言がこれに当たり、「引っ掛かること」「取り付けること」等の明らかに文意の異なるものや日本語の表現として間違っているものなどは、これに当たらないこととする。

（３）乳幼児に絡まる可能性のあるひも

（略）

（４）ベッドの上に吊り下げることを意図したものであつて、乳幼児に絡まる可能性のあるひも

（略）

６．子供 PSC マークの表示（第 13 条第 1 項及び第 3 項)）

乳幼児用玩具で、技術基準省令の「技術上の基準」「年齢に関する基準」に適合していることを確認し、適切な「年齢・その他の使用に関する注意の文言の表示」を記載されているものは、下記の「子供 PSC マーク」を付すことができます。

「子供 PSC マーク」の表示の無い乳幼児用玩具は、(事業者間の取引を含め)、販売することができません。

なお、ST 基準 2025 は、改正消安法の乳幼児用玩具の「技術上の基準」に適合すると経済産業省から確認を受けています。

ST 検査に合格した ST マーク付きの乳幼児用玩具は、消安法に関係する「技術上の基準」に適合し、かつ「使用に関する注意の文言の表示」がされていることの証となります。

「子供 PSC マーク」と「ST マーク」は別々に表記しても結構ですが、今までの ST マークのスペースに納まるように**「ST マーク」と「子供 PSC マーク」を並べて表示するデザインを定めています。**

年齢・注意を促すための文言、子供 PSC マークの表示の方法

「年齢」「注意を促すための文言」「子供 PSC マーク」は、玩具の場合、基本、商品パッケージに表示しています。なお、玩具本体の表面、玩具本体や商品パッケージに表示することが困難なものは、附属する取扱説明書の見やすい箇所に容易に消えない方法で表示することができます。

経済産業省関係特定製品の技術上の基準等に関する省令
規則第二十一条の二　２　法第十二条の二第二項の規定により表示する前項に規定する使用に関して注意を促す文言は、別表第五の特定製品の区分（子供用特定製品であるものに限る。）の欄に掲げる区分ごとにそれぞれ同表の表示の方法の欄に掲げるものにより表示するものとする。

別表第五（第二十一条の二第二項、第二十二条関係 ）

番号	特定製品の区分	表示の方法
13	**乳幼児用玩具**	乳幼児用玩具の表面の見やすい箇所に容易に消えない方法により表示されていること。ただし、容器包装の表面の見やすい箇所（乳幼児用玩具の表面及び容器包装の表面に表示することが困難なものにあつては、附属する取扱説明書の見やすい箇所）に容易に消えない方法で表示する場合は、これを省略することができる。

消費生活用製品安全法特定製品関係の運用及び解釈について（抜粋）
「５（２）乳幼児用玩具の表示の方法」

製品の表面の見やすい箇所に容易に消えない方法で表示することを求めている。ただし、容器包装の表面の見やすい箇所に容易に消えない方法で表示する場合は、これを省略することができる。容器包装とは、製品を入れ、又は包むためだけに提供され、そこに対象年齢等を表示することについて製品との関連性が高いものをいう。他の製品を入れるためにも使用されるものであるマイバッグ、プレゼント用の包み紙、封筒等はその製品の容器包装に当たらない。

製品本体において、法第１３条第１項及び第３項の規定による子供用特定製品の表示（以下「子供ＰＳＣマーク」という。）だけを表示し、警告表示を容器包装に表示することもできる。

また、容器包装がないなど、製品の表面及び容器包装の表面のいずれにも表示することが困難なものについては、附属する取扱説明書の見やすい箇所に容易に消えない方法で表示すること。なお、ぬいぐるみ等に縫い付けてあるタグは製品本体とみなし、ひも等で製品に附属させているタグは、製品に附属する取扱説明書とみなす。

子供ＰＳＣマーク及び警告表示は、製品本体に表示すると、製品が使用される際にいつでも使用者又は保護者が容易に確認できることになるが、製品本体が容器包装で覆われれば、一般消費者が製品購入前に確認することは困難となる可能性があるため、製品の購入前にも一般消費者が子供ＰＳＣマーク及び警告表示を確認できるようにすることが望ましく、製品本体に表示する場合は、容器包装、売り場での商品の説明等にも重複して表示を行うなど、一般消費者に対する分かりやすい情報の発信を行うことが望ましい。なお、店頭販売に限らず、インターネットを通じたオンライン取引、カタログ販売その他の一般消費者が購入時に製品を直接手に取って確認できない方法で購入する場合も同様とする。

7.「損害賠償保険」手当（第6条第5号）

事業届出の際に措置を講じておく必要のある損害賠償保険は技術基準省令第16条に規定されています。(3千万円)

STマーク使用許諾契約はPL賠償補償共済（対人1億円）への加入が条件となっていますので、STマーク付玩具は当該賠償保険付保の条件を満たしています。

経済産業省関係特定製品の技術上の基準等に関する省令

(法第六条第五号の措置の基準)

第十六条　法第十一条第五項の法第六条第五号の措置に関し主務省令で定める基準は、届出事業者が、その製造し、又は輸入する当該特定製品の欠陥により一般消費者の生命又は身体について生じた損害を賠償することによつて生ずる損失を被害者一人当たり一千万円以上かつ年間三千万円以上を限度額として塡補することを内容とする損害賠償責任保険契約の被保険者となつていることとする。

8．事業期間中の手続

事業期間中、届出内容に各種変更が生じた場合、手続が必要となります。**詳細は、法令業務実施ガイドP48以降をご覧ください。**

９．立入検査等への対応

(1)届出事業者への立入検査

不定期に（数年に１度程度)、経済産業省（経済産業局）の立入検査が行われます。

その際に必要とされる確認書類は次のとおりとなります。不足のないよう資料の保存をされておくことを推奨いたします。

① 届出・申請関係

【国に対して行った届出書、申請書、国から受領した承認書等に関する書類等】

（必要に応じ、製品の仕様書、設計図、パンフレット、カタログ、取扱説明書等製品の概要・仕様・型式区分に関係する資料／出荷台帳、納品確認書等／輸出入に係るインボイス／例外承認に関係する資料等）

② 基準適合義務関係

【検査報告書、検査記録等、(少なくとも３年分)】

（必要に応じ、社内規程、第三者に試験等を委託した場合の契約書、製造現場での点検記録、その他基準適合義務に関する技術資料等）

③ 表示関係

【表示の内容が確認できるもの】

（被検査対象製品（現物)、被検査対象製品の全体写真及び銘板の写真等、略称の場合は、国からの略称承認書、登録商標表示の場合は、国への届出書及び登録商標証明書等）

④ その他

帳簿等を確認する場合もあるようです。

ブランド企業要件、工場不要要件を活用されている場合は追加資料が必要

（P4、P5 参照）

(2)販売事業者（小売事業者・卸事業者）への立入検査

販売事業者は、乳幼児用玩具について、「子供 PSC マーク」の表示を確認する義務があります。

これに関連して、地方自治体が販売事業者に立入検査を行うことがあります。

子供 PSC マークの無い乳幼児用玩具については、行政担当者が、それが改正消安法の施行日前に製造・輸入したものであることを確認する場合があるので、仕入日の判る伝票等を補完しておいて下さい。販売事業者で製造日・輸入日の確認が難しければ、当該製品のメーカー等に対して行政担当者が確認を行うことがあります。